

国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの職員等以外の使用について

令和5年3月31日

広報戦略担当理事裁定

令和8年2月3日一部改正

広報(総括)担当理事裁定

令和8年7月30日一部改正

広報・ブランディング・行政連携担当理事裁定

1. 国立大学法人熊本大学コミュニケーションマーク等使用規則(以下「規則」という。)第4条(職員等以外の使用)の規定に基づき、学長は、次の各号のいずれかに該当する団体等からの申請であつて、当該申請書の記載内容により、同条第3項各号のいずれにも該当しないと認められる場合に限り、当該申請の範囲内において、コミュニケーションマークの使用を許可するものとする。
 - (1) 本学の業務を円滑に行う上で必要な団体等で、本学の敷地内において事業を行うなど本学との関係が密接であるもの(例:生協、同窓会、国際交流協定を締結している海外大学等)
 - (2) 次のいずれにも該当する製品等の販売等を行う団体等で、製造物責任を負うことに同意できるもの
 - イ 本学との共同研究等の成果に起因する製品等又は本学の知的財産の許諾を受けた製品等
 - ロ 品質の維持に十分に取り組んでいる製品等
 - ハ 本学のブランドイメージの向上が期待できる製品等
 - ニ 商標権、実用新案権、意匠権等その他の諸権利に抵触しない製品等
 - (3) 本学と共同研究契約、共同出願契約、ライセンス契約等を締結している団体等
 - (4) 本学と包括連携協定を締結している団体等
 - (5) 本学が協賛又は後援等を行うシンポジウム、学会、講演会、展示会その他のイベント等の実施団体等
 - (6) 本学の教育・研究・社会貢献活動の紹介又は周知を目的として、本学の概要、組織、活動内容等を掲載又は発信する媒体を運営する団体等で、営利を主たる目的としないもの
 - (7) 前各号に類する団体等で、広報担当理事が適当と認めるもの
 - (8) 本学の関与が客観的に確認できる事業又は活動を行う団体等で、学長が本学の広報に資すると認めるもの
2. 規則第4条(職員等以外の使用)及び第5条(契約の締結)に係る手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 総務課広報戦略室は、規則の趣旨を踏まえ、内容の審査を行い、前項第1号から第7号までに該当するものについては広報担当理事の専決により処理し、同項第8号に該当するものについては学長の下承を得ることとする。
 - (2) コミュニケーションマークの使用に関する契約に係る事務は、研究・社会連携部産学連携推進課が行う。

附 記

- 1 この裁定は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの職員等以外の使用について(令和元年11月18日研究・地方創生担当理事裁定)は廃止する。

附 記(令和8年2月3日一部改正)

- 1 この裁定は、令和8年2月3日から施行する。

附 記(令和8年7月30日一部改正)

- 1 この裁定は、令和8年7月30日から施行する。